

経済産業分野を対象とする 個人情報保護ガイドライン等について

平成21年2月

経済産業省

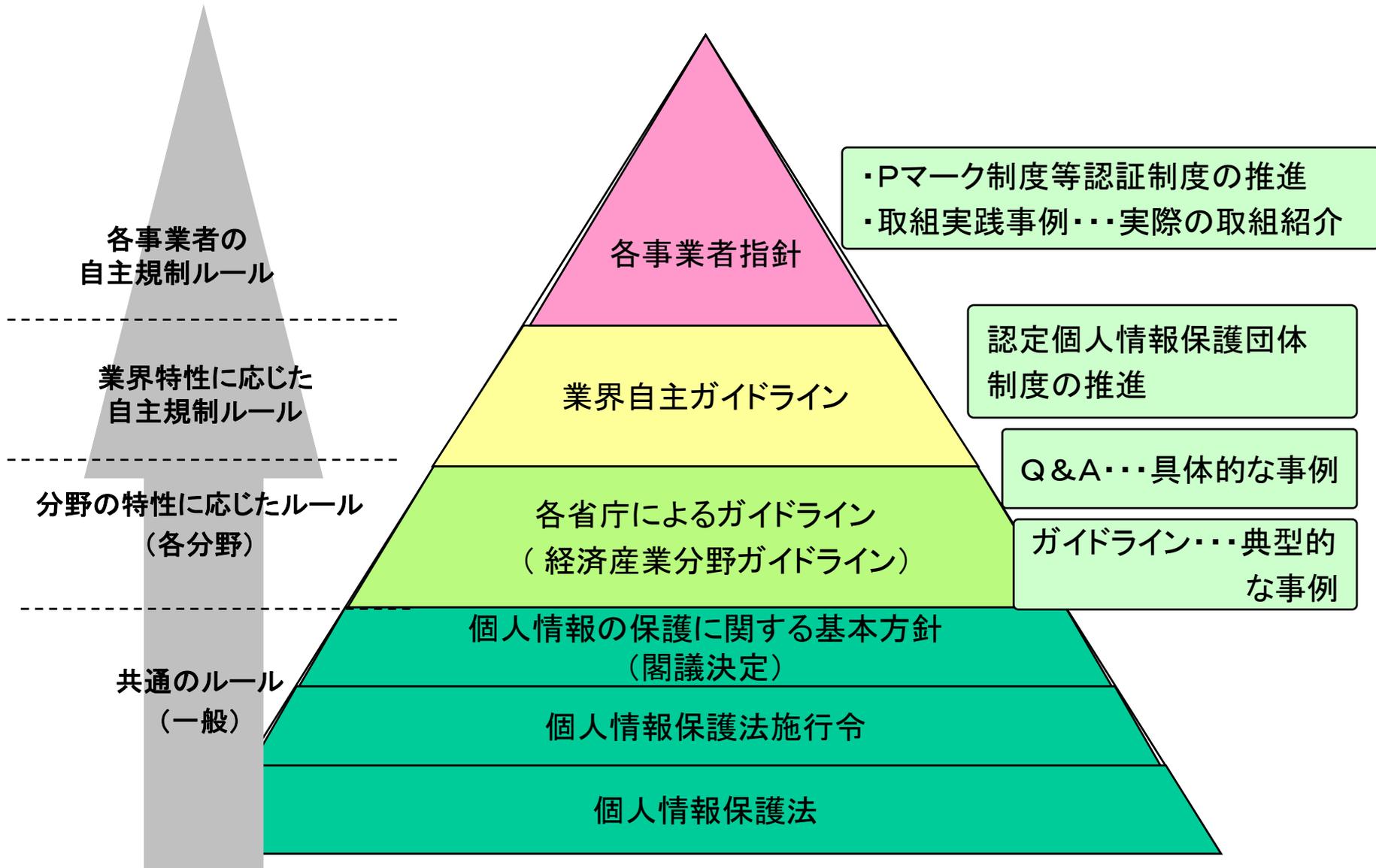
商務情報政策局

情報経済課

1. 個人情報保護を取り巻く状況

2. 経済産業分野ガイドラインについて

個人情報保護に関する各種ルール の位置づけ



個人情報保護法制定の経緯

(1) 行政機関個人情報保護法制定【1988年(昭和63年)】

→ 公的分野の規律を先行。民間分野を対象とする法制化は将来的検討課題となる。

(2) 民間部門の自主的取り組み

- 通産省ガイドラインの策定(1989年(平成元年)告示、1997年(平成9年)改訂)
- プライバシーマーク制度の導入(1998年(平成10年))——(財)日本情報処理開発協会
- 日本工業規格(JISQ15001)の制定(1999年(平成11年))

(3) 住民基本台帳法の一部改正【1999年(平成11年)】

- 住民基本台帳ネットワークシステム導入。
改正時に与党3党合意。小淵元首相国会答弁(「民間部門も含めて個人情報の保護を図る」)

(4) 高度情報通信社会推進本部(後のIT戦略本部)における検討、法案化

- 個人情報保護検討部会「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」を公表(1999年(平成11年11月))
- 個人情報保護法制化専門委員会「個人情報保護基本法制に関する大綱」を取りまとめ(2000年(平成12年10月))。内閣官房個人情報保護担当室を中心として法案化。

(5) 個人情報保護法案の提出【2001年(平成13年)3月】

- 第151常会に提出されるが、継続審査扱いとなる。
- 第155臨時会において廃案(2002年(平成14年)12月)。

(6) 個人情報保護法の成立【2003年(平成15年)5月】

- 上記法案を修正し、第156常会に再提出(2003年(平成15年3月))、成立(公布、一部施行)

(7) 個人情報保護法の全面施行【2005年(平成17年)4月】

- 事業者の義務規定を含め、全面施行。

1980年(昭和55年)

OECD8原則

- 目的明確化の原則
- 利用制限の原則
- 収集制限の原則
- データ内容の原則
- 安全保護の原則
- 公開の原則
- 個人参加の原則
- 責任の原則

1995年(平成7年)

EU個人情報保護指令

※ 第三国移転制限条項あり

個人情報保護法の考え方

保護と利用のバランス

保護

- 利用目的の通知又は公表
- セキュリティの確保
- 第三者提供の制限
- 本人関与・苦情処理

★ 目的外利用を制限するとともに、十分なセキュリティの確保を義務付けることにより、消費者の不安を払拭する。

個人の権利利益を保護

利用

- 利用目的自体に制限無し
- 取得時は本人の同意不要

★ 利用目的を対外的に明らかにすることにより不適切な利用を排除する。

個人情報の有用性に配慮

個人情報保護法施行後の状況

事業者

個人情報保護に真摯に取り組むことにより、**負担**を感じている事業者が存在する一方、法律への対応が**不十分**な事業者も存在（「個人情報保護に関する主な検討課題」（国民生活審議会））

真摯に取り組む事業者

- ・あらゆる“個人情報”“個人データ”を管理する負担の増大

適正な負担？

対応が不十分な事業者

- ・中小企業等の取組の遅れ

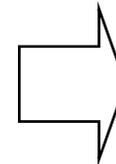
個人情報取扱事業者以外の取組は？

国民

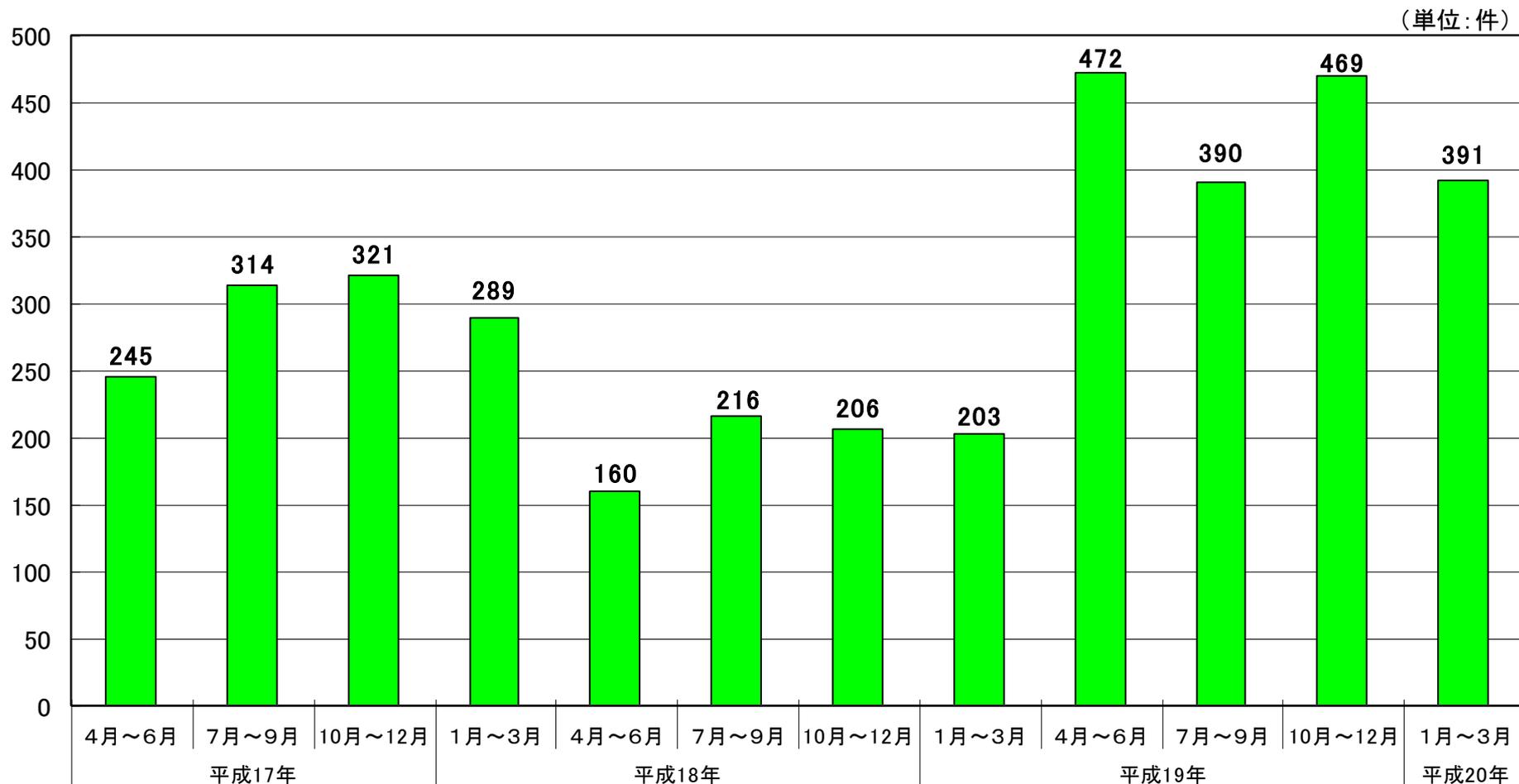
国民の個人情報の取扱いに対する不安は、法施行後、むしろ増大する傾向

個人情報の取扱いに対する不安

- ・個人情報保護に対する意識の高まり
- ・漏えい“公表”事案の増加
- ・身に覚えのないところからの連絡



過剰反応
(利用控え)



- ◆ 経済産業省への報告件数: H17FY—1, 169件、H18FY—785件、H19FY—1, 722件。
- ◆ 詳細な内訳は、次のページ以降。

－漏えい事案の原因別一覧－

・漏えい人数が少なく、FAXの誤送信やbccでのメール送付ミス等比較的軽微な事案での漏えい報告が多かったことにより、大幅に報告件数が増加している。

・ファイル共有ソフトによる個人情報の漏えい事故が、前年度から引き続き頻発している。

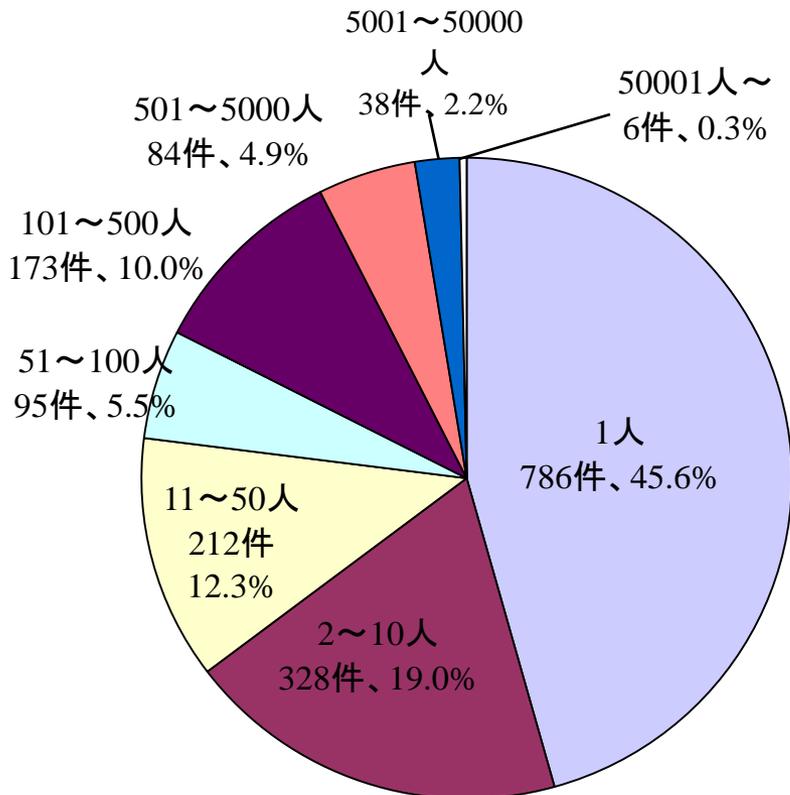
原因(※1)	H19FY件数 (H18FY件数)	漏えいした人数					
		500人以下	割合	～5,000人	割合	5,001人以上	割合
紛失・書類	566件 (282)	555件 (272)	① 34.8%	10件 (6)	③ 11.9%	1件 (4)	2.3%
送付ミス・郵送等	428件 (121)	424件 (119)	② 26.6%	1件 (1)	1.2%	3件 (1)	6.8%
送付ミス・FAX	135件 (48)	135件 (48)	③ 8.5%				
送付ミス・メール	110件 (56)	102件 (48)	6.4%	6件 (8)	7.1%	2件 (0)	4.5%
盗難・書類	104件 (63)	97件 (60)	6.1%	7件 (3)	8.3%		
紛失・携帯	71件 (29)	71件 (29)	4.5%				
不正アクセス・ウイルス感染	61件 (43)	33件 (22)	2.1%	17件 (17)	① 20.2%	11件 (4)	② 25.0%
盗難・PC	55件 (28)	33件 (23)	2.1%	16件 (5)	② 19.0%	6件 (0)	③ 13.6%
紛失・PC	32件 (12)	21件 (8)	1.3%	7件 (2)	8.3%	4件 (2)	9.1%
紛失・メモリー	25件 (12)	8件 (2)	0.5%	5件 (4)	6.0%	12件 (6)	① 27.3%
盗難・携帯	16件 (9)	14件 (8)	0.9%	2件 (1)	2.4%		
故意(従業者)	14件 (26)	13件 (4)	0.8%	0件 (7)		1件 (15)	2.3%
紛失・その他電子機器	5件 (3)	3件 (1)	0.2%	2件 (2)	2.4%		
盗難・その他電子機器	5件 (4)	3件 (1)	0.2%	1件 (2)	1.2%	1件 (1)	2.3%
盗難・メモリー	4件 (4)	2件 (1)	0.1%	2件 (0)	2.4%	0件 (3)	
紛失・その他	2件 (1)	1件 (1)	0.1%	1件 (0)	1.2%		
盗難・その他	1件 (0)	1件 (0)	0.1%				
不正廃棄	1件 (0)			1件 (0)	1.2%		
その他	87件 (44)	78件 (34)	4.9%	6件 (6)	7.1%	3件 (4)	6.8%
合計	1722件 (785)	1594件 (681)	100.0%	84件 (64)	100.0%	44件 (40)	100.0%

※1 漏えい原因の件数が多い順に並べたもの。

－漏えい人数別一覧－

・18年と19年の“割合”を比較すると、漏えいした人数が1人及び2人～10人の件数・割合とも増加しており、いる。軽微な事案であっても報告、事業者の個人情報保護体制の意識が、より高まってきていることが分かる。

個人情報漏えい事案の報告状況(漏えいした人数別)

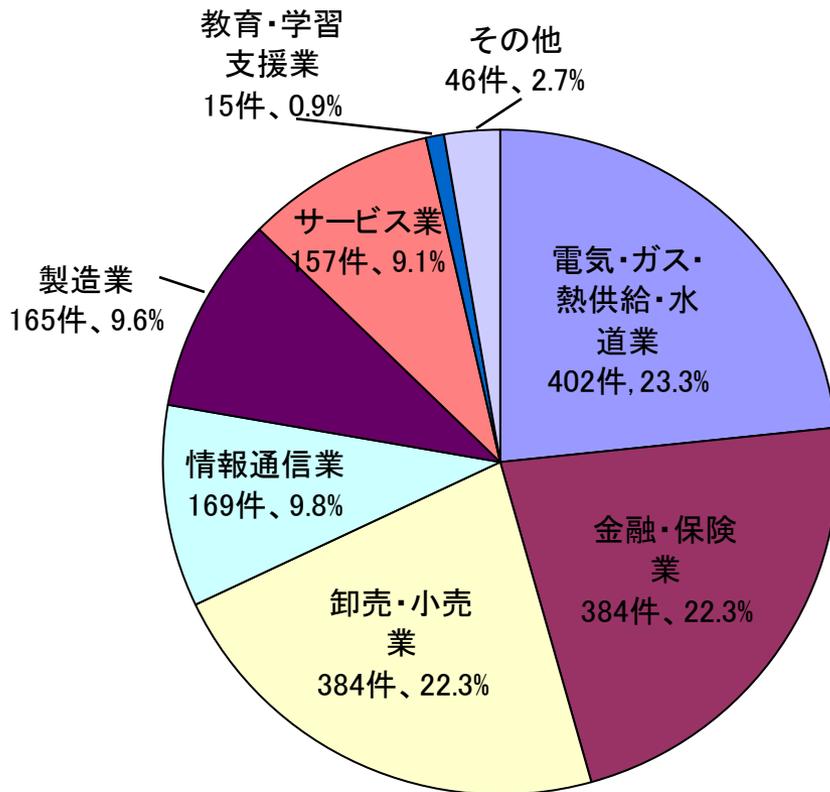


漏洩した人数	19年度(18年度)	
	件数	割合
1人	786件 (262)	45.6% (33.4%)
2人～ 10人	328件 (146)	19.0% (18.6%)
11人～ 50人	212件 (127)	12.3% (16.2%)
51人～ 100人	95件 (50)	5.5% (6.4%)
101人～ 500人	173件 (96)	10.0% (12.2%)
501人～ 5,000人	84件 (64)	4.9% (8.2%)
5,001人～ 50,000人	38件 (24)	2.2% (3.1%)
50,001人～	6件 (16)	0.3% (2.0%)
合計	1722件 (785)	100% (100%)

「日本標準産業分類」上の業種別一覧

・業界団体の自主的な取組が進んでいることから、個人情報漏えい事案が発生した際の対処方法が業界内で浸透しており、当省への報告件数も多い。

大分類別の報告件数



中分類別の報告件数

中分類	件数
電気業(例:電力会社)	365
貸金業、投資業等非預金信用機関(例:クレジット会社)	302
情報サービス業(例:ソフトウェア会社)	157
自動車・自転車小売業	148
各種商品小売業(例:百貨店)	145
電気機械器具製造業(例:電機メーカー)	82
その他小売業(例:各種小売業)	47
銀行業(例:銀行)	40
物品賃貸業(例:リース会社)	37
ガス業(例:ガス会社)	36
その他の教育、学習支援業(例:学習塾)	15
機械器具卸売業(例:電機の卸売会社)	6
その他	342
合計	1722

個人情報流出の例（新聞報道等から）

- 止まない個人情報的大量流出
- 人為的ミス、Winnyのみならず、不正アクセスによる流出経路の複雑化

2008. 5	インターネット通販会社	中国経由の不正アクセスにより、クレジットカード番号を含む顧客情報が流出(最大約2万件)
2008. 6	銀行	法定帳簿を含む顧客情報を誤廃棄(約5万7千件)
2008. 8	アウトドア用品通販会社	海外経由の不正アクセスにより、顧客情報が流出(約65万件。8万6千件はカード情報含む)。
2008. 8	生活協同組合	委託会社社員のPCのWinnyを介して組合員情報を含む個人情報が流出(約9千5百件)
2008. 9	ペット用品製造販売会社	中国経由の不正アクセスにより、クレジットカード情報を含む顧客情報が流出(約1万8千件)。 カード情報不正利用の2次被害も発生(約30件)
2008. 10	生命保険会社	社員のPCのWinnyを介して入社希望者の面接評価を含む個人情報が流出(約9千件)
2008. 11	医療機関	内部の不正持ち出しにより、患者情報が流出(約1万8千件)
2008. 11	地方公共団体	委託(孫請け)会社社員のPCのWinnyを介して、口座情報等を含む県立高校生の個人情報が流出(約11万件)

参考: 個人情報漏えい対策のご紹介

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)HPでは、Winny等による個人情報の漏えいを防止するためのチェック項目を提供中(<http://www.ipa.go.jp/security/kojinjoho/index.html>)。

情報処理推進機構: 情報セキュリティ: 漏れたら大変! 個人情報 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

アドレス(Q) <http://www.ipa.go.jp/security/kojinjoho/index.html>

IPA® 独立行政法人 情報処理推進機構
INFORMATION-TECHNOLOGY PROMOTION AGENCY, JAPAN

サイト内検索 検索

● IPAについて ● サイトマップ ● お問い合わせ ● ENGLISH

HOME 情報セキュリティ ソフトウェア・エンジニアリング IT人材育成 情報処理技術者試験 未踏 オープンソフトウェア

HOME >> 情報セキュリティ >> 漏れたら大変! 個人情報

情報セキュリティ

ENGLISH

- 読者層別
 - 個人の方
 - 経営者の方
 - システム管理者の方
 - 技術者・研究者の方
- 緊急対策情報
- 届出・相談
 - ウイルスの届出
 - 不正アクセスの届出
 - 脆弱性関連情報の届出
- 情報セキュリティ対策
 - ウイルス対策
 - ポット対策
 - 不正アクセス対策
 - 脆弱性対策
 - 対策実践情報
- 暗号技術
- 情報セキュリティ認証関連
 - JISEC
 - JCMVP
- セミナー・イベント
- 資料・報告書・出版物
- ツール
- 公衆
- サポート情報
 - 用語集
 - FAQ(よくある質問)

漏れたら大変! 個人情報

~個人情報漏えいを防ぐために、チェックしましょう~

日々の忙しさに紛れて、対策があるそかになっていませんか? 何気なく作業している中で取り扱われている個人情報が、外部に漏えいして犯罪者の手に入ると大変です。その前に、予防・対策が十分かチェックしましょう!

注意!! 個人情報が増えるとこんな事が!

- 顧客の名前や住所、電話番号などの個人情報が漏れると、顧客はもちろん、漏らした本人や企業にとっても大きな損失になります。
- 漏えいした個人情報の中に、銀行口座やクレジットカード番号などの決済情報が含まれていたために、勝手に自分になりすまされて、知らない間に高価な買い物や盗難等、金銭的な被害に遭う危険性があります。
- クレジットカード番号や電話番号等の個人情報を闇市場で売買される例もあります。闇市場に流れた個人情報ほど悪用されるか分かりません。
- 企業から個人情報が漏れ出した場合には(社員個人から漏れ出した場合も同じです)、企業の信用失墜、損害賠償等、大きな損失に繋がります。

[個人情報漏えいに関する解説を見る](#)

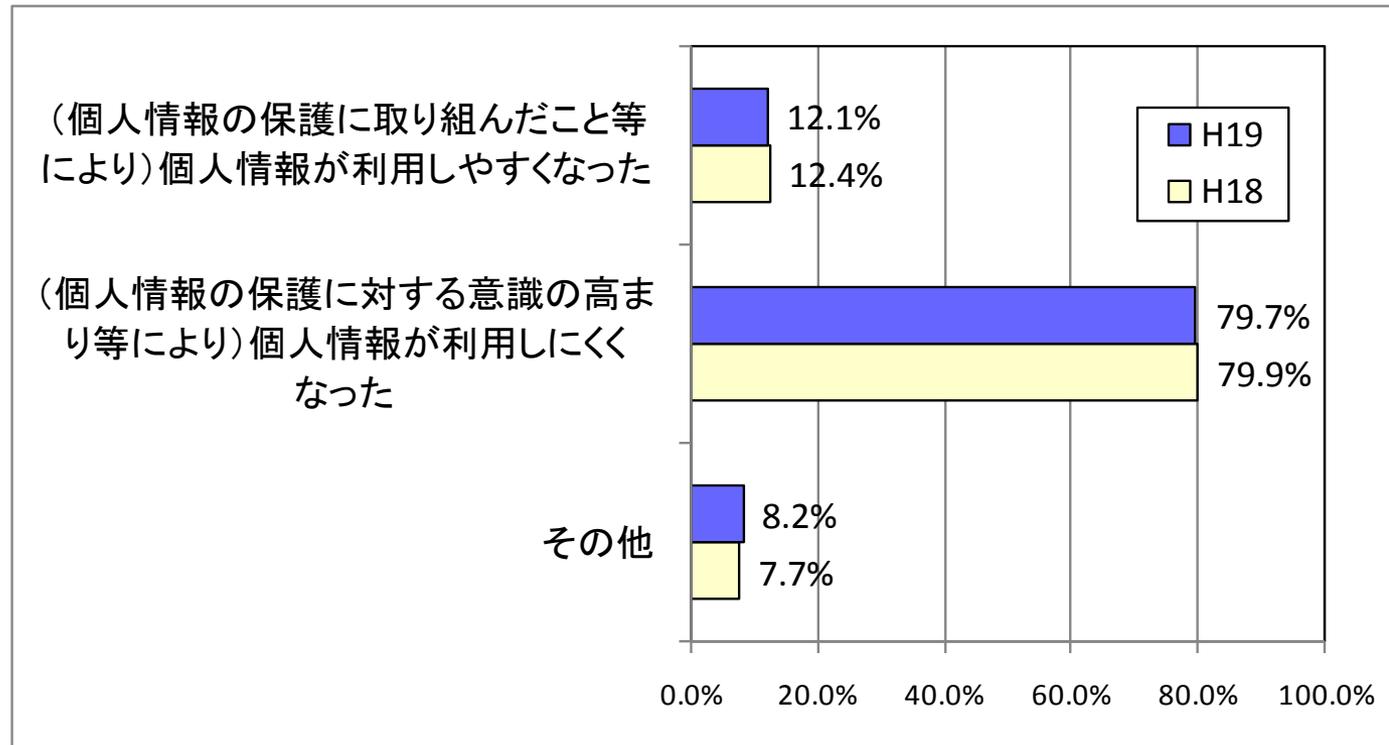
そうなる前に、もう一度 **予防措置のチェック** をしましょう!

経営者の方のチェックポイント ユーザの方のチェックポイント ECサイト運営者の方のチェックポイント システム管理者の方のチェックポイント

スタート 情報経済課 - Schedule... 6 Internet Explorer ikawa-ryou - 受信ボック... O:\情報経課内共有フォルダ... 2 Microsoft Office Word 2 Microsoft Office Pow... インターネット CAPS KANA 14:48

個人情報取扱いに対する事業者の意識

Q 個人情報保護法が施行されたことで、個人情報の利用がしやすくなったと感じますか。



経済産業省・(財)日本情報処理開発協会

「経済産業分野の事業者における個人情報の保護に関する取組み実態調査2008(平成20年2月)」

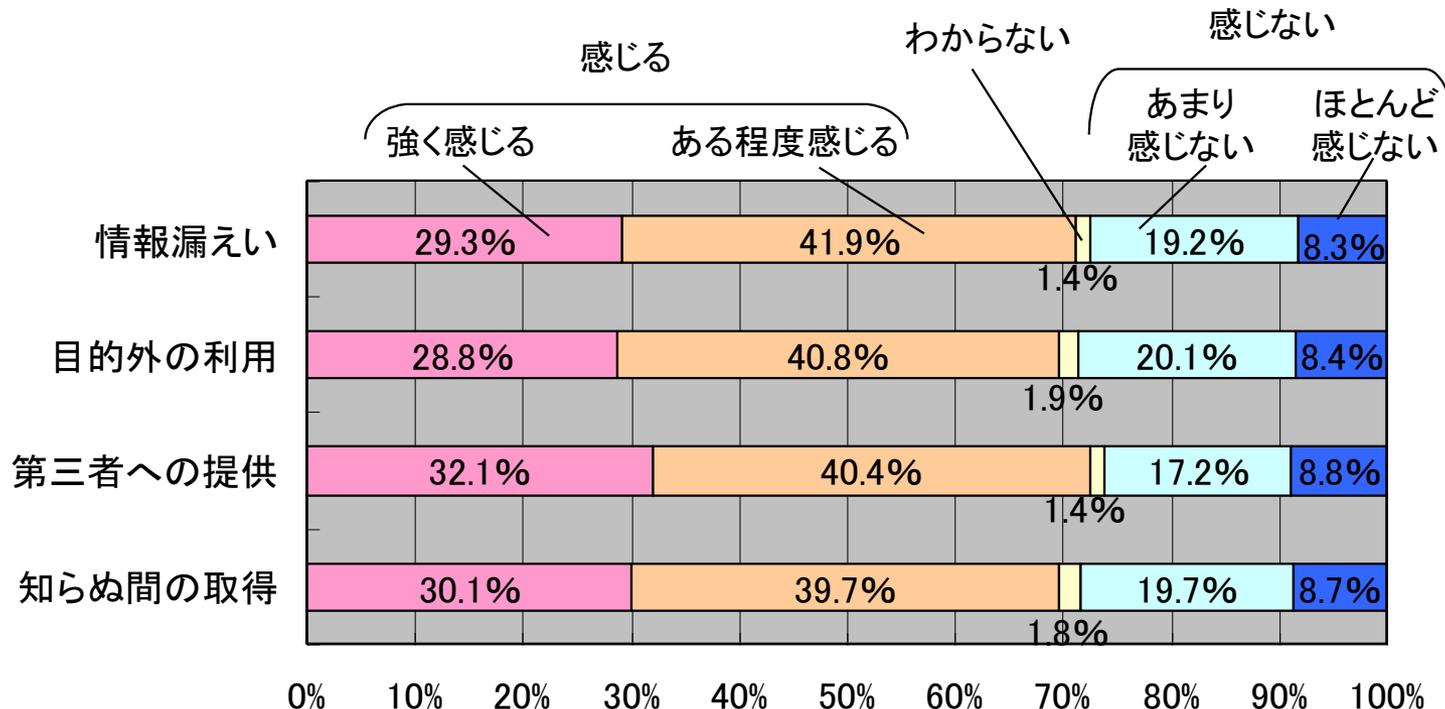
個人情報の取扱いに対する国民の意識

国民の個人情報の取扱いに対する不安は、法施行後、むしろ増大する傾向

原因？

- ・個人情報保護に対する意識の高まり
- ・漏えい“公表”事案の増加
- ・身に覚えのないところからの連絡

個人情報の取扱いに対する不安



内閣府「個人情報保護に関する世論調査」(平成18年9月調査)から経済産業省作成

<http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-hogo/index.html>

個人情報保護法制定後の見直し動向①

	法律・政府全体の動き	経済産業省等の動き
2004年10月		経済産業分野ガイドライン策定
2005年 4月	個人情報保護法全面施行	
11月	内閣府国民生活審議会個人情報保護部会での見直し検討	
2006年 2月	いわゆる「過剰反応」に関する関係省庁申合せ	「個人情報保護法に基づく個人データの安全管理措置の徹底に係る注意喚起」 ・SQLインジェクション、P2P、パソコン紛失・盗難等対策
5月		JISQ15001改正 → 個人情報保護法施行対応
7月	「個人情報保護に関する検討課題」取りまとめ	
12月		民間事業者の優良取組実践事例を公表
2007年 3月		経済産業分野ガイドライン改正①
6月	「個人情報保護に関する取りまとめ」 → 「基本方針」見直しへ	
2008年 2月		経済産業分野ガイドライン改正②
4月	「個人情報の保護に関する基本方針」一部変更	
5月	「個人情報保護法」施行令の改正	
7月	内閣府による標準ガイドライン作成	医療情報受託事業者向けガイドラインの策定
11月		パーソナル情報研究会報告書

個人情報保護法制定後の見直し動向②

平成19年3月30日付け経済産業分野ガイドライン改正概要

1 「過剰反応」に対する見直し

◎ 本人の同意なくして個人データを第三者に提供できる事例を追加

1 法令に基づく場合

- ① 弁護士法第23条の2(弁護士会からの照会)に基づく個人情報の提供
- ② 消費生活用製品安全法第38条3項(危害防止命令に基づく措置への協力)に基づく製品の購入者等の情報提供

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

- ① 製品事故が生じたため、又は生じていないが人の生命・身体に危害を及ぼす急迫した危険が存在するためにリコールを行う場合になされる、製品の購入者等の情報提供

2 個人情報取扱事業者の過剰な負担の適正化

◎ 個人の権利利益の侵害のおそれが少ない個人情報の取扱い事例を明示

1 安全管理措置の義務違反等とはならない事例の明示

- ① 内容物に個人情報が含まれない荷物の宛名に記載された個人データの取扱い
- ② 書店で誰もが容易に入手できる市販名簿に関する事例

2 「事故又は違反への対処」を実践するために講ずることが望まれる手法の例示

- ① 本人への連絡
省略できるものと考えられる事例を明示 (例)紛失データを第三者に見られることなく回収できた場合
- ② 主務大臣への報告
認定個人情報保護団体の対象事業者につき、自己が所属する認定個人情報保護団体への報告で代替可能とする。
- ③ 事実関係、再発防止策等の公表
省略できる者と考えられる事例を明示 (例)本人すべてに連絡が付いた場合

3 クレジットカード情報を含む個人情報の取扱いの見直し

◎ なりすまし購入等、二次被害発生の危険性にかんがみ、望ましい安全管理措置の事例を明示

- ① クレジットカード情報等の保存期限の設定、保存期限後の速やかな破棄
- ② クレジット売上傳票に記載されるクレジット番号の一部非表示化 など

個人情報保護法制定後の見直し動向③

平成20年2月29日付け経済産業分野ガイドライン改正概要

1. 委託先に必要のない個人データの提供は禁止

委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しないようにする

2. 委託先に対する「必要かつ適切な監督」の内容を明確化

委託先に対して必要かつ適切な監督を行うための措置として、以下の3つを明記。

①委託先を適切に選定すること

委託先を適切に選定するためには、委託先において実施される個人データの安全管理措置が、委託する当該業務内容に応じて、少なくとも法第20条で求められる安全管理措置と同等であることを、合理的に確認することが望ましい。また、委託先の評価は適宜実施することが望ましい。

②委託先との間で必要な契約を締結すること

委託契約には、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を合理的に把握することを盛り込むことが望ましい。

③委託先における委託された個人データの取扱状況を把握すること

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を相互に確認することが望ましい。

なお、漏えいした場合に二次被害が発生する可能性が高い個人データ(例えば、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人データ等)の取扱いを委託する場合は、より高い水準において「必要かつ適切な監督」を行うことが望ましい。

個人情報保護法制定後の見直し動向④

～「個人情報の保護に関する基本方針」の一部改正の主な内容～

「個人情報保護に関する取りまとめ(意見)」<抄>

いわゆる「過剰反応」

「個人情報保護法については、現在でも少なからず誤解が見られる状況にあり、これがいわゆる「過剰反応」の大きな原因となっている。このため、まずは、政府において、基本方針の見直し、ガイドラインやその解説の必要に応じた見直し、同法の具体的な内容の広報啓発等、本取りまとめで指摘した諸施策の実施に向け、最大限の努力をすることが強く求められる。」

国際的な取組への対応

「OECD、APEC、EU等で進められている取組を踏まえ、国際的な協調を図っていくとともに、併せて我が国の個人情報保護制度についても国際的な理解を求めていくことが重要である。」

プライバシーポリシー等

「プライバシーポリシー等において、
 ・本人から求めがあった場合は、原則として自主的に利用停止等に応じることを明記している事業者
 ・委託に関する事項(委託の有無、委託する事務の内容等)を明記している事業者
 ・顧客の種類ごとに利用目的を限定して示すこと等を行っている事業者
 ・取得元、取得源の種類や取得経緯といった個人情報の取得方法をあらかじめ可能な限り具体的に明記している事業者
 も見られることから、個人の権利利益保護の観点からも、こうした取組も参考とすべきであり、このような取組を促進するため、基本方針の見直し等、所要の措置を講じる必要がある。」(一部事務局編集)

安全管理措置の程度

「市販されているもの等、広く頒布されている名簿等は、事業者が保有していても個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられるとともに、事業者の現実的な管理可能性を踏まえる必要があり、今後、[次]のような対応が考えられる。
 ①個人データの安全管理については、個人情報保護法上、「必要かつ適切な」措置を講じなければならないとされていることから、基本方針の見直し等により、広く頒布されている名簿等に求められる安全管理措置の程度等の問題として整理する。」([]内事務局記)

「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年閣議決定) 【一部改正】

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図る個人情報保護法の趣旨を踏まえ、事業者の適切な取組を推進し、国民生活の利便性向上に資する内容を充実!

いわゆる「過剰反応」

いわゆる「過剰反応」を明記の上、積極的な広報・啓発活動に取り組むことを宣言。また、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の取扱いについて、法律・条例の適切な解釈・運用を明記。

国際的な取組への対応

OECD、APEC、EU等で進められている国境を越えた取組を踏まえ、我が国として必要な対応を検討。

プライバシーポリシー等

本人の権利利益保護の観点から以下の点を考慮した記述を盛り込むことも重要と指摘。

- 保有個人データの自主的な利用停止等
- 委託処理の透明化
- 利用目的の明確化
- 事前に取得元、取得源等をできる限り具体化

安全管理措置の程度

例えば市販名簿等については、シュレッダー処理しなくても、安全管理措置義務違反にないことができる旨明記。

個人情報保護法制定後の見直し動向⑤ ～ パーソナル情報研究会～

1. 研究会設置の背景

IT技術の進展に伴い、個人の属性に着目したサービス(パーソナライゼーションサービス)が企業間連携の流れの中で拡大方向。

(例:購買情報、行動履歴等を様々な収集、解析し、消費者の嗜好等に応じたサービスを提案)。
個人情報にとどまらず、個人と連結可能な情報(パーソナル情報)の有効活用が不可欠。
安全・安心を確保しつつ多様なサービスを提供するために必要となる環境整備上の課題につき、「パーソナル情報研究会」を設置(H19.12～)。昨年11月報告書取りまとめ。

2. 主な課題

- ・ 共同利用制度
利用要件が不明確、利用者範囲の変更が困難等の理由により活用されていない状況。
- ・ 事業承継時の個人データの扱い
持株会社利用等、多様なM&Aへの対応、デューデリジェンスのための個人データの取扱い
- ・ 個人情報の範疇
多様なビジネスモデルの進展に伴い、取り扱われる情報が「個人情報」に該当するか否かの判断が困難化。
- ・ 個人情報から個人識別性を除去した個人データベース情報の取扱い
個人データから個人識別性を除去した情報につき、利用の可能性及び利用上の制約は？
など

→ ガイドライン改正による規定の明確化、事例の追加により対応すべく検討。

1. 個人情報保護を取り巻く状況

2. 経済産業分野ガイドラインについて

経済産業分野ガイドラインの特徴・性格

1. 事業者の取組を支援するための具体的指針

基本方針及び個人情報保護法第8条に基づき、経済産業省所管業種の事業者等が個人情報の適正な取扱いを確保するために行う取組を支援するための具体的指針として策定。

2. 具体的な事例を掲載

個人情報保護法に関する対応を行うに際して具体的なイメージが持てるよう、参考事例を掲載。事例については、法のルールに適合している例と違反している例の双方について記述し、事業者が具体的にどのような対応を行えば良いのか分かるような工夫を行った。

3. 従業員の個人情報の取扱いについて

経済産業省所管業種の事業者等が、個人情報保護法に関する対応について全て理解できるようにするため、従業員の個人情報に関する部分も記述。従業員の個人情報の取扱いの部分については、厚生労働大臣と経済産業大臣の共同で作成を行った。

4. 行政の透明性の確保

「勧告」「命令」及び「緊急命令」については、個人情報取扱事業者が、本ガイドラインで、「しなければならない」と明記したものについて、必要な措置を講じたか否かを基に判断して行うこととし、行政の透明性の確保を図った。

定義 ～「2-1-1.個人情報」 (ガイドライン2ページ以下) ～

・個人情報とは、生存する「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別することができるもの。

【個人情報に該当する事例】

事例1) 本人の氏名

事例2) 生年月日、連絡先(住所・居所・電話番号・メールアドレス)、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例3) 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例4) 特定の個人を識別できるメールアドレス情報(keizai_ichiro@meti.go.jp等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、日本の政府機関である経済産業省に所属するケイザイチローのメールアドレスであることがわかるような場合等)

事例5) 特定個人を識別できる情報が記述されていなくても、周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報

【個人情報に該当しない事例】

事例1) 企業の財務情報等、法人等の団体そのものに関する情報(団体情報)

事例2) 記号や数字等の文字列だけから特定個人の情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報(例えば、abc012345@xyzisp.jp。ただし、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別できる場合は、個人情報となる。)

定義 ～「2-1-2.個人情報データベース等」その1（ガイドライン3ページ以下）～

- ・特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物。
- ・紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているもの。

【個人情報データベース等に該当する事例】

- 事例1) 電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳(メールアドレスと氏名を組み合わせた情報を入力している場合)
- 事例2) ユーザーIDとユーザーが利用した取引についてのログ情報が保管されている電子ファイル(ユーザーIDを個人情報と関連付けて管理している場合)
- 事例3) 従業者が、名刺の情報を業務用パソコン(所有者を問わない。)の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業者等によっても検索できる状態にしている場合
- 事例4) 人材派遣会社が登録カードを、氏名の五十音順に整理し、五十音順のインデックスを付してファイルしている場合
- 事例5) 氏名、住所、企業別に分類整理されている市販の人名録

【個人情報データベース等に該当しない事例】

- 事例1) 従業者が、自己の名刺入れについて他人が自由に検索できる状況に置いていても、他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類した状態である場合
- 事例2) アンケートの戻りはがきが、氏名、住所等により分類整理されていない状態である場合

定義 ～「2-1-2.個人情報データベース等」 その2～

ガイドラインではなく、Q&Aへ記載している事例

【個人情報データベース等に該当する事例】

- ・携帯電話等のメモリに記録されている電話帳(氏名と電話番号等を組み合わせた情報を入力している場合) <Q&A17>

【個人情報データベース等に該当しない事例】

- ・文書作成ソフトで作成した議事録データ等に含まれる氏名(一覧表になっていないもの)
<Q&A19>
- ・防犯カメラやビデオカメラなどで記録された映像情報(記録した日時による検索は可能であるが、氏名等の個人情報では容易に検索できない場合)
<Q&A20>
- ・録音などにより記録された音声情報(会話中に氏名などが含まれていても、氏名等の個人情報をもとに容易に検索ができない場合)
<Q&A21>
- ・宅配便などの送り状を単に発送した日付順に並べてファイリングしている場合
<Q&A22>

定義 ～「2-1-3. 個人情報取扱事業者」 (ガイドライン4ページ以下) ～

- ・事業で用いる個人情報データベース等を構成する個人情報一人一人の数の総和が、5000人を超えている者。
- ・法人格のない、権利能力のない社団(任意団体)又は個人であっても、個人情報取扱事業者に該当し得る。

【特定の個人の数に算入しない事例】

事例1) 電話会社から提供された電話帳及び市販の電話帳CD-ROM等に掲載されている氏名及び電話番号

事例2) 市販のカーナビゲーションシステム等のナビゲーションシステムに格納されている氏名、住所又は居所の所在場所を示すデータ(ナビゲーションシステム等が当初から備えている機能を用いて、運行経路等新たな情報等を記録する場合があったとしても、「特定の個人の数」には算入しないものとする。)

事例3) 氏名又は住所から検索できるよう体系的に構成された、市販の住所地図上の氏名及び住所又は居所の所在場所を示す情報

【事業の用に供しないため特定の個人の数に算入しない事例】

事例) 倉庫業、データセンター(ハウジング、ホスティング)等の事業において、当該情報が個人情報に該当するかどうかを認識することなく預かっている場合に、その情報中に含まれる個人情報(ただし、委託元の指示等によって個人情報を含む情報と認識できる場合は算入する。)

定義 ～「2-1-4. 個人データ」 (ガイドライン6ページ以下) ～

・「個人データ」とは、個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報。

【個人データに該当する事例】

事例1) 個人情報データベース等から他の媒体に格納したバックアップ用の個人情報

事例2) コンピュータ処理による個人情報データベース等から出力された帳票等に印字された個人情報

【個人データに該当しない事例】

事例) 個人情報データベース等を構成する前の入力帳票に記載されている個人情報

定義 ～「2-1-5. 保有個人データ」 (ガイドライン7ページ以下) ～

・「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人から求められる開示や利用の停止、消去等の要求すべてに応じることができる権限を有する「個人データ」。

【保有個人データに該当しないもの】

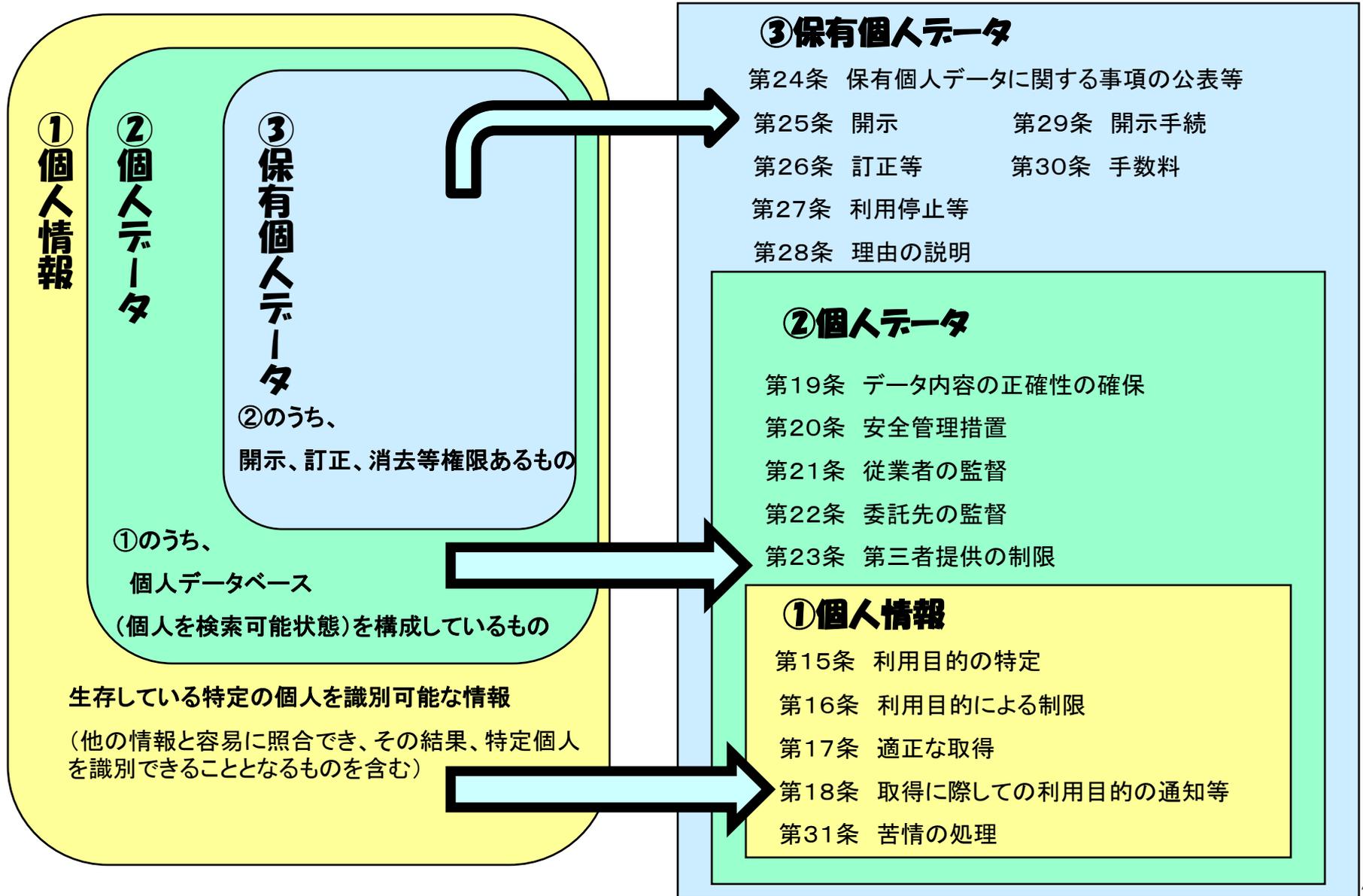
・6か月以内に消去することとなるもの。なお、更新することは除く。

・その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの。

事例1) いわゆる総会屋等による不当要求被害を防止するため、事業者が総会屋等を本人とする個人データを持っている場合

事例2) いわゆる不審者、悪質なクレーマー等からの不当要求被害を防止するため、当該行為を繰り返す者を本人とする個人データを保有している場合

～ 「個人情報」・「個人データ」・「保有個人データ」の各々の義務 ～



定義 ～「2-1-10. 本人の同意」 (ガイドライン11ページ以下) ～

- ・「本人の同意」とは、本人の個人情報、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示のこと。
- ・「本人の同意を得(る)」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識すること。事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。
- ・子どもが判断能力を有していないなどの場合は、法定代理人等から同意を得る必要がある。

【本人の同意を得ている事例】

- 事例1) 同意する旨を本人から口頭又は書面(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)で確認すること。
- 事例2) 本人が署名又は記名押印した同意する旨の申込書等文書を受領し確認すること。
- 事例3) 本人からの同意する旨のメールを受信すること。
- 事例4) 本人による同意する旨の確認欄へのチェック

参考:「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改正(H19.3.30)においても、子どもからの個人情報の取得について言及している。

電子商取引等に関する準則(抜粋)(個人情報の取得が違法とされる可能性がある例)

- ・小学生を対象としたウェブサイトで、家庭の経済状況を推知してマーケティングに利用する目的で、且つその意図を小学生に理解できるような形で説明することなく、懸賞プレゼントへの応募のためのアンケートなどの名目で、小遣金額、塾・習い事、通学している学校名などの情報を収集する行為

～ 「2-2-1. (1)利用目的の特定」 (ガイドライン14ページ以下) ～

- ・個人情報取扱事業者は、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。

【具体的に利用目的を特定している事例】

事例1)「〇〇事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。」

事例2)「ご記入いただいた氏名、住所、電話番号は、名簿として販売することがあります。」

【具体的に利用目的を特定していない事例】

事例1)「事業活動に用いるため」

事例2)「提供するサービスの向上のため」

事例3)「マーケティング活動に用いるため」

～ 「2-2-1. (2)利用目的の変更」 (ガイドライン15ページ以下) ～

- ・特定した利用目的は、社会通念上、本人が想定することが困難でないと認められる範囲内で変更することは可能である。
- ・利用目的で示した個人情報を取り扱う事業の範囲を超えての変更は、本人の同意を得なければならない。

【本人が想定することが困難でないと認められる範囲内に該当する事例】

事例)「当社の行う〇〇事業における新商品・サービスに関する情報のお知らせ」とした利用目的において「既存の商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加すること。

～ 「2-2-1. (3)利用目的による制限」 (ガイドライン16ページ) ～

- ・個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取り扱わなければならない。
- ・利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

～ 「2-2-1. (4)事業の承継」 (ガイドライン16ページ) ～

- ・個人情報取扱事業者が、合併、分社化、営業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合は、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

～ 利用目的による制限の「適用除外」 (ガイドライン16ページ以下) ～

- ・以下のような場合には、個人情報取扱事業者は、本人の同意を得ずに、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

適用除外1) 法令に基づく場合

適用除外2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

適用除外3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

適用除外4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

～ 適用除外1「法令に基づく場合」 (ガイドライン17ページ) ～

・法令に基づいて個人情報を取り扱う場合。

【”法令に基づく場合“に該当する事例】

事例1) 刑事訴訟法第218条(令状による捜査)、第197条第2項(捜査に必要な取調べ)

事例2) 弁護士法第23条の2(弁護士会からの照会)

事例3) 製造・輸入事業者が、消費生活用製品安全法第39条第1項の規定による命令(危害防止命令)を受けて製品の回収等の措置をとる際に、販売事業者が、同法第38条第3項の規定に基づき製品の購入者等の情報を製造・輸入事業者提供する場合

～ 適用除外2「人の生命、身体又は財産の保護」 (ガイドライン17ページ以下) ～

・人(法人を含む。)の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人情報の利用が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合。

【”人の生命、身体又は財産の保護“に該当する事例】

事例1) 急病その他の事態時に、本人について、その血液型や家族の連絡先等を医師や看護師に提供する場合

事例2) 私企業間において、意図的に業務妨害を行う者の情報について情報交換される場合

事例3) 製品事故が生じたため、又は、製品事故は生じていないが、人の生命若しくは身体に危害を及ぼす急迫した危険が存在するため、製造事業者等が消費生活用製品をリコールする場合で、販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者等が当該製造事業者等に対して、当該製品の購入者等の情報を提供する場合

～ 適用除外3「公衆衛生の向上等」 (ガイドライン18ページ) ～

- ・公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合。

【”公衆衛生の向上等“に該当する事例】

- 事例1) 健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断やがん検診等の保健事業について、精密検査の結果や受診状況等の情報を、健康増進施策の立案や事業の効果の向上を目的として疫学研究又は統計調査のために、個人名を伏せて研究者等に提供する場合
- 事例2) 不登校や不良行為等児童生徒の問題行動について、児童相談所、学校、医療行為等の関係機関が連携して対応するために、当該関係機関等の間で当該児童生徒の情報を交換する場合

～ 適用除外4「国の機関等への協力」 (ガイドライン19ページ) ～

- ・国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が目的外利用を行うことについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合。

【”国の機関等への協力“に該当する事例】

- 事例1) 事業者等が、税務署の職員等の任意調査に対し、個人情報提出する場合
- 事例2) 事業者等が警察の任意の求めに応じて個人情報提出する場合

～ 「2-2-2. (2)利用目的の通知・公表」 (ガイドライン20ページ) ～

- ・個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

【本人への通知又は公表が必要な事例】

- 事例1) インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得する場合
- 事例2) 官報、職員録等から個人情報を取得する場合
- 事例3) 個人情報の取扱いの委託を受けて、個人情報を取得する場合

～ 「2-2-2. (3)直接書面等による取得」 (ガイドライン20ページ以下) ～

- ・個人情報取扱事業者は、書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示(※)しなければならない。

※本人が利用目的を認識するよう、合理的かつ適切な方法で明示しなければならない。

【あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない場合】

- 事例1) 申込書・契約書に記載された個人情報を本人から直接取得する場合
- 事例2) アンケートに記載された個人情報を直接本人から取得する場合
- 事例3) 懸賞の応募はがきに記載された個人情報を直接本人から取得する場合

～ 利用目的の明示・通知・公表の「適用除外」 ～

～ 適用除外1「本人又は第三者の権利利益を害するおそれ」

(ガイドライン21ページ以下) ～

- ・利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

事例)いわゆる総会屋等による不当要求等の被害を防止するため、当該総会屋担当者個人に関する情報を取得し、相互に情報交換を行っている場合で、利用目的を通知又は公表することにより、当該総会屋等の逆恨みにより、第三者たる情報提供者が被害を被る恐れがある場合

～ 適用除外2「利用目的が自明」 (ガイドライン23ページ) ～

- ・個人情報が取得される状況から見て利用目的が自明であると認められる場合

事例1)商品・サービス等を販売・提供する場合、住所・電話番号等の個人情報を取得する必要があるが、その利用目的が当該商品・サービス等の販売・提供のみを確実に行うためという利用目的であるような場合

事例2)一般の慣行として名刺を交換する場合、書面により、直接本人から、氏名・所属・肩書・連絡先等の個人情報を取得することとなるが、その利用目的が今後の連絡のためという利用目的であるような場合(ただし、ダイレクトメール等の目的に名刺を用いることは自明の利用目的に該当しない場合があるので注意を要する。)

～ 「2-2-3-2. 安全管理措置」① (ガイドライン23ページ以下) ～

・個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならない。

【組織的安全管理措置】

安全管理について従業員の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書を整備運用し、その実施状況を確認すること。

【人的安全管理措置】

従業員に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行うこと。

【物理的安全管理措置】

入退館(室)の管理、個人データの盗難の防止等の物理的な安全管理措置を行うこと。

【技術的安全管理措置】

個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人データに対する技術的な安全管理措置を行うこと。

【安全管理措置の義務違反とはならない場合】

事例1) 内容物に個人情報が含まれない荷物等の宅配又は郵送を委託したところ、誤配によって宛名に記載された個人データが第三者に開示された場合

事例2) 書店で誰もが容易に入手できる市販名簿(事業者において全く加工をしていないもの)を処分するため、シュレッダー等による処理を行わずに廃棄し、又は、廃品回収に出した場合

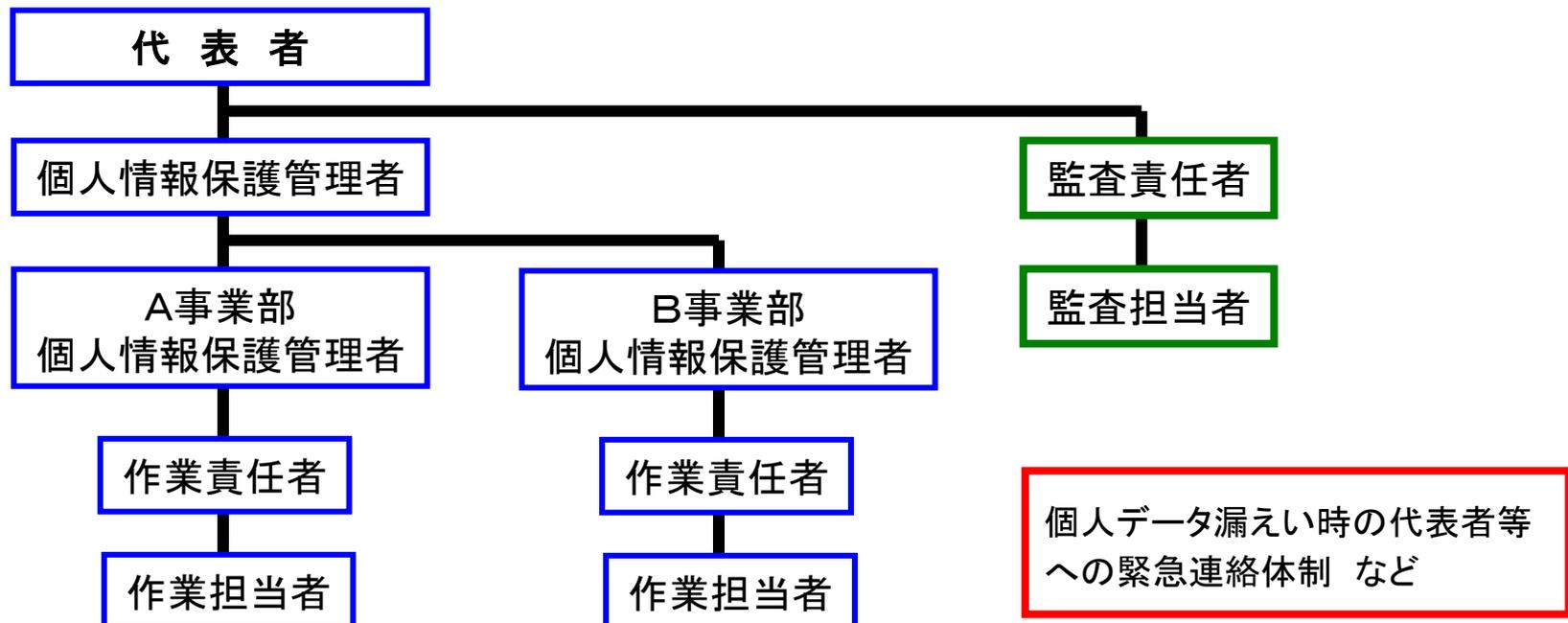
～ 「2-2-3-2. 安全管理措置」② ～

～ 「組織的安全管理措置－1」 (ガイドライン24ページ以下) ～

【講じなければならない事項】

- ①個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- ②個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
- ③個人データの取扱状況を一覧できる手段の整備
- ④個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善
- ⑤事故又は違反への対処

<個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備(例)>



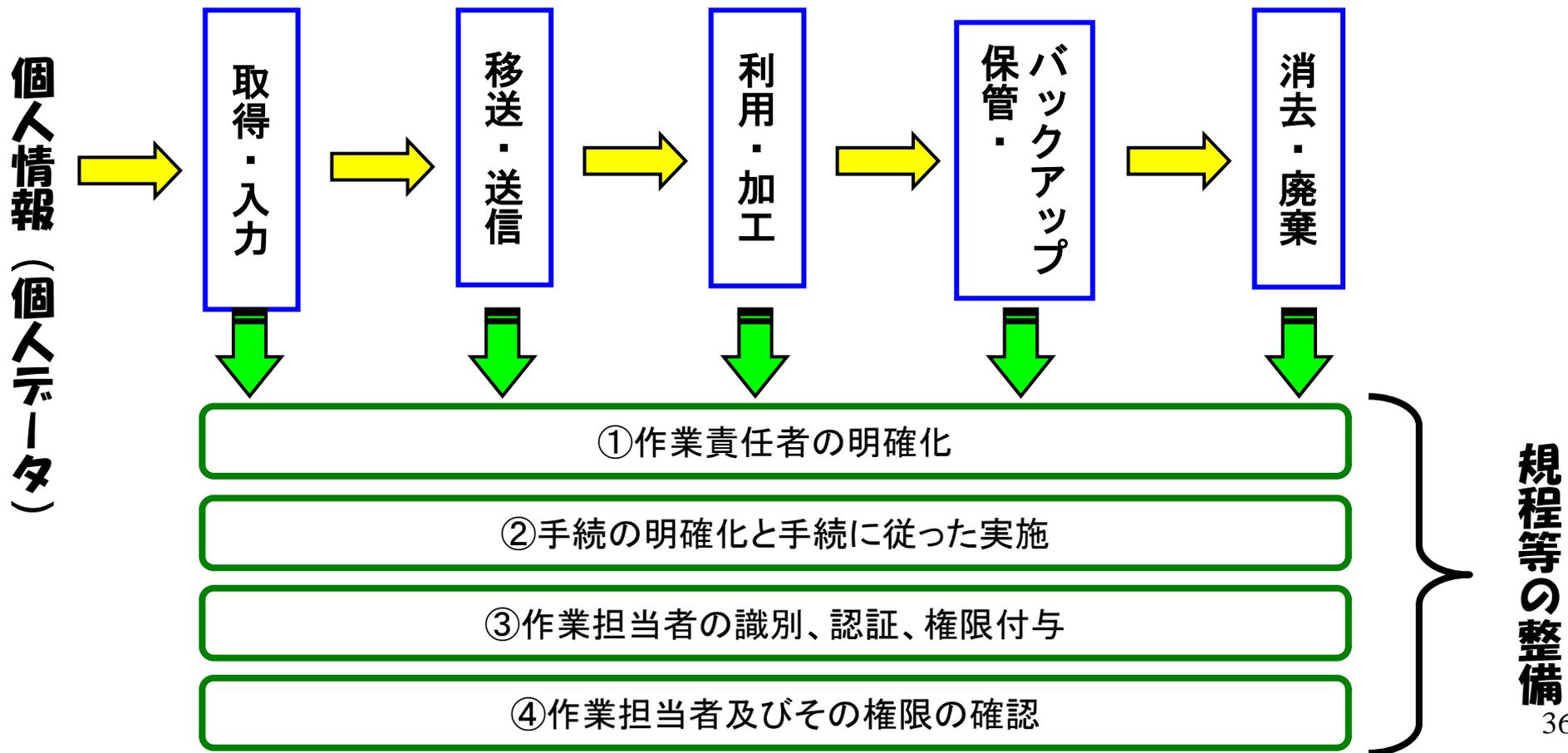
～ 「2-2-3-2. 安全管理措置」③ ～

～ 「組織的安全管理措置－2」 (ガイドライン25ページ以下) ～

【講じなければならない事項】

②個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用

＜個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と運用(例)＞



～ 「2-2-3-2. 安全管理措置」④ ～

～ 「組織的安全管理措置-3」 (ガイドライン26ページ) ～

【講じなければならない事項】

③個人データの取扱状況を一覧できる手段の整備

<個人データの取扱状況を一覧できる手段の整備(例)>

対象	記載されている顧客情報				控の有無		保管方法	売場において	
	氏名	住所	電話番号	外資/社外	売場控	関連部署控		保管期間の目安 売場(倉庫・バックヤード含む)	保管期間終了後の 最終処理方法
■顧客名簿等									
顧客名簿 (ショップ名簿等)	○	○	○	×	—	—	施錠保管	利用期間のみ	店にて廃棄業者へ委託
顧客名簿 (システムⅡ名簿)	○	○	○	×	—	—	〃	〃	顧客政策担当ご返却
顧客名簿 (フロッピー)	○	○	○	×	—	—	〃	〃	店にて廃棄業者へ委託
顧客名簿 (各種サークル等)	○	○	○	×	—	—	〃	有効会員の期間のみ	〃
アンケート用紙等	○	○	○	×	—	—	〃	集計作業等の利用期間のみ	〃
ご尊名台帳	○	○	○	×	—	—	〃	利用期間のみ	〃
■POS関連伝票									
お買上原票 (現売・他クレ等)	○	×	×	○	○	○	施錠保管	6か月	店にて廃棄業者へ委託
〃 (自社クレ)	○	×	×	○	○	○	〃	〃	〃

出典：平成19年度「個人情報情報の適正な保護に関する取組実践事例調査」報告書
小売業(百貨店・スーパー) F社の取組

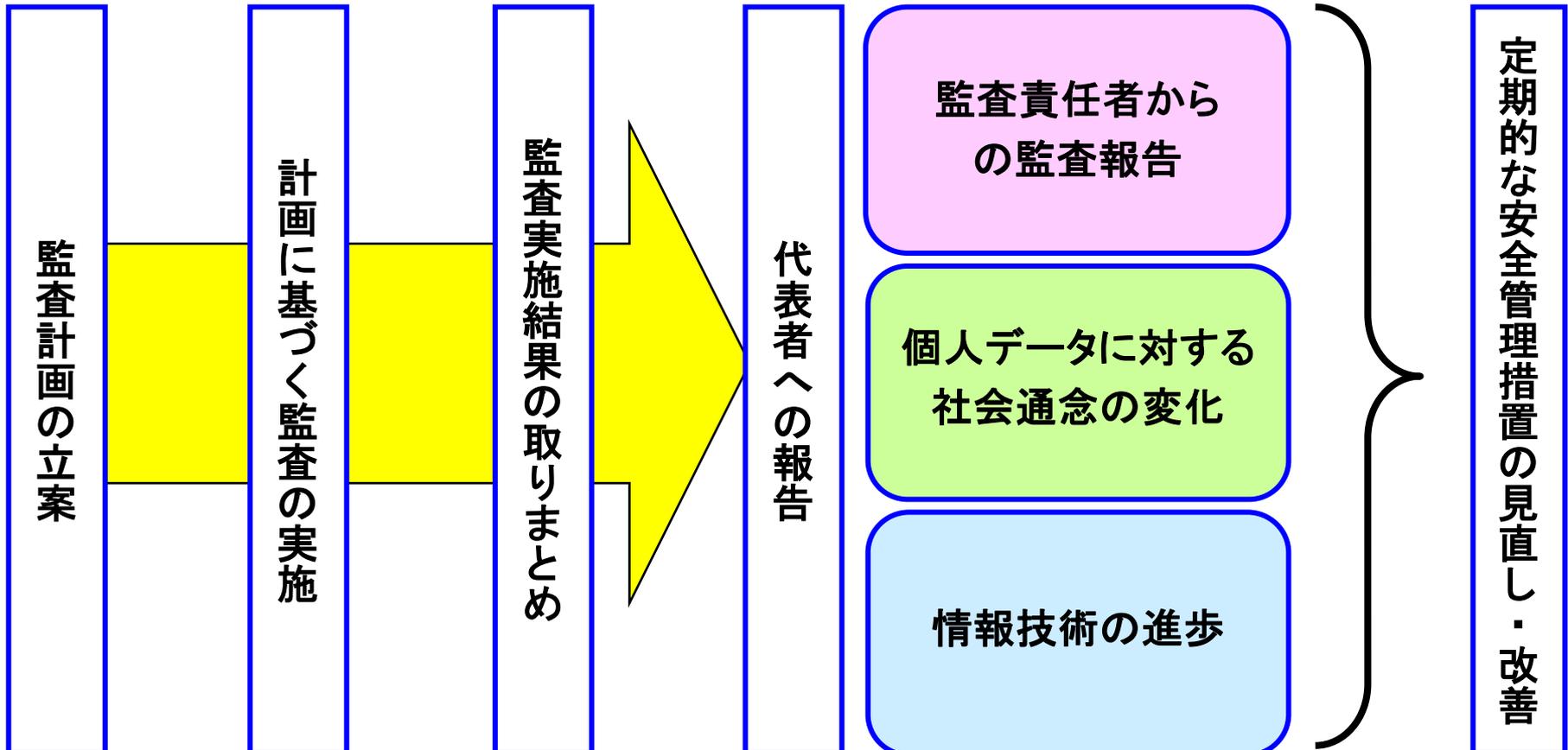
～ 「2-2-3-2. 安全管理措置」⑤ ～

～ 「組織的安全管理措置－4」 (ガイドライン26ページ) ～

【講じなければならない事項】

④個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善

＜個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善(例)＞



～ 「2-2-3-2. 安全管理措置」⑥ ～

～ 「組織的安全管理措置－5」 (ガイドライン26ページ以下) ～

【講じなければならない事項】

⑤事故又は違反への対処

＜事故又は違反が発覚した場合の対処の手順等(例)＞

事実調査、原因の究明

影響範囲の特定

再発防止策の検討・実施

影響を受ける可能性のある本人への連絡(※1)

主務大臣等への報告(※2)

事実関係、再発防止策等の公表(※1)

(※1)省略しても構わない場合

- ・紛失等した個人データを、第三者に見られることなく、速やかに回収した場合
- ・高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合 等

(※2)認定個人情報保護団体の業務の対象となる個人情報取扱事業者は、経済産業大臣(主務大臣)への報告に代えて、自己が所属する認定個人情報保護団体に報告を行うことができる。

～ 「2-2-3-2. 安全管理措置」⑦ ～

～ 「人的安全管理措置」 (ガイドライン31ページ以下) ～

【講じなければならない事項】

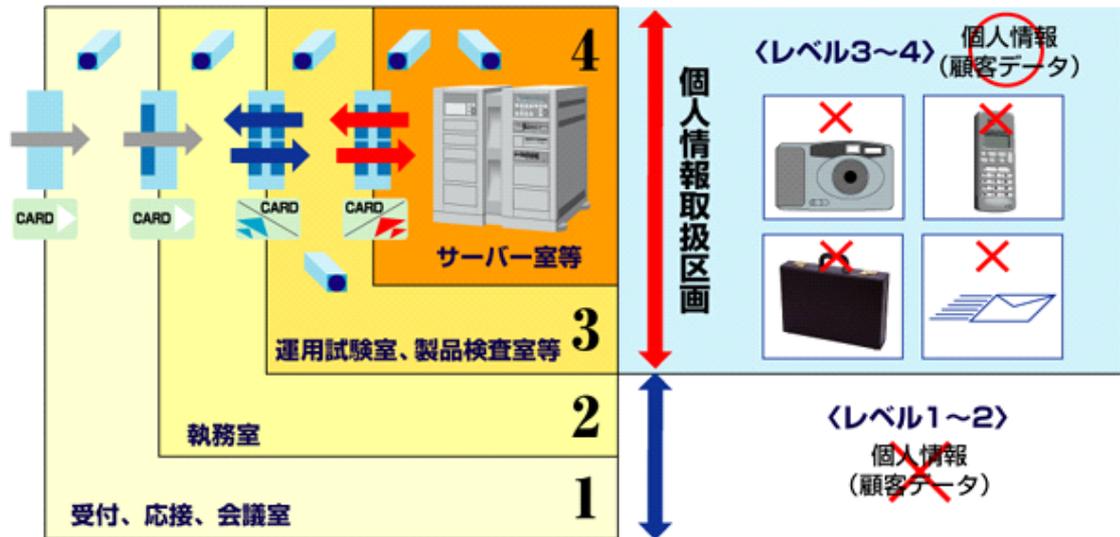
- ①雇用契約時における従業者との非開示契約の締結、及び委託契約等(派遣契約を含む。)における委託元と委託先間での非開示契約の締結
- ②従業者に対する内部規程等の周知・教育・訓練の実施

～ 「物理的安全管理措置」 (ガイドライン32ページ以下) ～

【講じなければならない事項】

- ①入退館(室)管理の実施
- ②盗難等の防止
- ③機器・装置等の物理的な保護

● セキュリティ区画イメージ図



～ 「2-2-3-2. 安全管理措置」⑧ ～

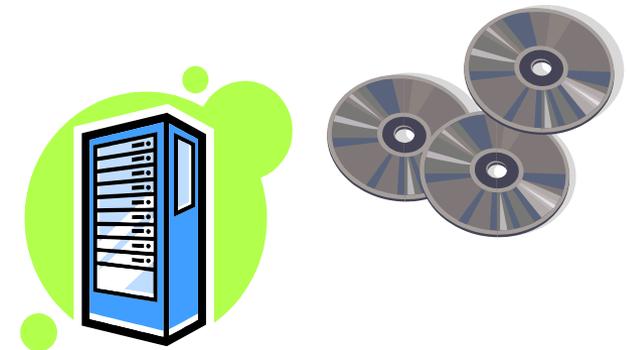
～ 「技術的安全管理措置」 (ガイドライン33ページ以下) ～

【講じなければならない事項】

- ①個人データへのアクセスにおける識別と認証
- ②個人データへのアクセス制御
- ③個人データへのアクセス権限の管理
- ④個人データのアクセスの記録
- ⑤個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策
- ⑥個人データの移送・送信時の対策
- ⑦個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- ⑧個人データを取り扱う情報システムの監視

＜技術的安全管理措置の取組み(例)＞

- ・個人データへのアクセス権限を付与すべき者の最小化
- ・アクセス権限を有する者に付与する権限の最小化
- ・個人データを格納した情報システムの利用時間の制限
- ・個人データへのアクセスや操作の成功と失敗の記録
- ・ウイルス対策ソフトウェアの導入
- ・情報システムの動作確認時のテストデータとして個人データを利用することの禁止
- ・個人データへのアクセス状況(操作内容も含む。)の監視 など



～ 「2-2-3-2. 安全管理措置」⑨ (ガイドライン62ページ以下) ～

・クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報を取り扱う個人情報取扱事業者(※)における、特に講じることが望ましい措置を追加。

※クレジットカード会社、加盟店、オンラインショッピングモール運営事業者、それらの会社から委託を受けた者

・また、個人情報取扱事業者でない事業者においても、クレジットカード情報を取り扱う場合は、本ガイドラインに規定されている事項を遵守することが望ましい。

①クレジットカード情報等について特に講じることが望ましい安全管理措置の実施

- ・クレジットカード情報等の保存期限の設定、保存期限経過後の速やかな破棄
- ・クレジット売上傳票に記載されるクレジットカード番号を一部非表示化
- ・読み取り端末からのクレジットカード情報漏えい防止措置の実施
- ・移送や送信の際に最良の技術的方法を採用
- ・他のクレジットカード販売事業者に対してアクセス許容している場合のモニタリング実施

②クレジットカード情報等の保護に関する規定を含む契約の締結

- ・クレジットカード情報等の保護の観点から情報提供を求める旨の規定や、クレジットカード情報等の取扱いが不適切なことが明らかな場合において、当該情報を取り扱う業務の是正を求めることや当該業務に係る契約を解除する旨の規定を設定。(クレジットカード会社と加盟店との間で契約を締結する場合など)

③クレジットカード情報等を直接取得する場合のクレジットカード情報等の提供先名等の通知又は公表

- ・インターネット取引においてクレジットカード情報等を本人から直接取得する場合に、クレジットカード情報等の取得者名、提供先名、保存期間等を通知又は公表

～ 「2-2-3-3. 従業者の監督」 (ガイドライン36ページ以下) ～

- ・個人情報取扱事業者は、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。

～ 「2-2-3-4. 委託先の監督」 (ガイドライン37ページ以下) ～

- ・個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、委託を受けた者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。
- ・委託先には、委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しない。
- ・「必要かつ適切な監督」には、①委託先を適切に選定すること、②委託先に法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結すること、③委託先における委託された個人データの取扱状況を把握することが含まれる。

【個人データの取扱いを委託する場合に契約に盛り込むことが望まれる事項】

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・委託元及び委託先の責任の明確化 ・個人データの安全管理に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・個人データの漏えい防止、盗用禁止に関する事項 ・委託契約範囲外の加工、利用の禁止 ・委託契約範囲外の複写、複製の禁止 ・委託契約期間 ・委託契約終了後の個人データの返還・消去・廃棄に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・再委託に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・再委託を行うに当たっての委託元への文書による報告 ・個人データの取扱状況に関する委託元への報告の内容及び頻度 ・契約内容が遵守されていることの確認(例えば、情報セキュリティ監査なども含まれる。) ・契約内容が遵守されなかった場合の措置 ・セキュリティ事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項 |
|--|--|

～ 「2-2-4. 第三者への提供」 (ガイドライン38ページ以下) ～

- ・個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

【第三者提供とされる事例】

- 事例1) 親子兄弟会社、グループ会社の間で個人データを交換する場合
- 事例2) フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換する場合
- 事例3) 同業者間で、特定の個人データを交換する場合
- 事例4) 外国の会社に国内に居住している個人の個人データを提供する場合

【第三者提供とされない事例】(ただし、利用目的による制限がある。)

- 事例) 同一事業者内で他部門へ個人データを提供すること。

～ 第三者提供の制限の「適用除外」 (ガイドライン39ページ) ～

- ・以下のような場合には、本人の同意なく個人データを第三者へ提供することができる。
 - 適用除外1) 法令に基づく場合
 - 適用除外2) 人の生命、身体又は財産の保護
 - 適用除外3) 公衆衛生の向上等
 - 適用除外4) 国の機関等への協力

～ 「2-2-4. (2) オプトアウト」 (ガイドライン40ページ以下) ～

- ・個人情報取扱事業者は、第三者提供におけるオプトアウトを行っている場合には、本人の同意なく、個人データを第三者に提供することができる。
- ・ただし、法第15条第1項の規定により特定された利用目的に、個人情報の第三者提供に関する事項が含まれていない場合は、第三者提供を行うと目的外利用となるため、オプトアウトによる第三者提供を行うことはできない。

【オプトアウトによる第三者提供】

個人情報取扱事業者は、提供に当たりあらかじめ、以下の①から④までの事項すべてを、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、本人の求めに応じて第三者への提供を停止しなければならない。

- ①第三者への提供を利用目的とすること。
- ②第三者に提供される個人データの項目
 - 事例1) 氏名、住所、電話番号
 - 事例2) 氏名、商品購入履歴
- ③第三者への提供の手段又は方法
 - 事例1) 書籍として出版
 - 事例2) インターネットに掲載
 - 事例3) プリントアウトして交付等
- ④本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

～ 「2-2-4. (3)第三者に該当しないもの」① (ガイドライン41ページ以下) ～

～ 「(i)委託」 (ガイドライン41ページ以下) ～

- ・個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託する場合は、本人の同意を得ずに個人データの提供を行うことができる。
- ・個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課される。(法第22条関連)

事例1) データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを渡す場合

事例2) 百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを渡す場合

～ 「(ii)事業の承継」 (ガイドライン42ページ) ～

- ・合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継され個人データが移転される場合は、本人の同意を得ずに個人データの提供を行うことができる。
- ・事業の承継後も、個人データが譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。
- ・事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合は、第三者提供となり得るため、注意する必要がある。

事例1) 合併、分社化により、新会社に個人データを渡す場合

事例2) 営業譲渡により、譲渡先企業に個人データを渡す場合

～ 「2-2-4. (3)第三者に該当しないもの」② (ガイドライン42ページ以下) ～

～ 「(iii) 共同利用」 (ガイドライン42ページ以下) ～

- ・個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、法令で定められた情報をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、共同して利用することを明らかにしている場合は、本人の同意を得ずに個人データの提供を行うことができる。
- ・既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合は、既に取得している事業者が法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。

【共同利用】

個人情報取扱事業者は、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、以下の①から④までの情報を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておかなければならない。

①共同して利用される個人データの項目

事例1) 氏名、住所、電話番号

事例2) 氏名、商品購入履歴

②共同利用者の範囲(本人からみてその範囲が明確であることを要するが、範囲が明確である限りは、必ずしも個別列挙が必要ない場合もある。)

③利用する者の利用目的(共同して利用する個人データのすべての利用目的)

④開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

※ 第三者提供の整理

種類	手続のポイント	メリット	デメリット・リスク
第三者提供 (手続の透明性)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 取得時の利用目的にその旨を含め、通知又は公表 ➢ 本人の事前同意又はオプトアウト など 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 提供先からの漏えい等についての免責 ➢ 提供先では提供元とは別の利用目的での利用可能 など 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本人の事前同意又はオプトアウトが必要 など
委託 (内部的な委託関係)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人情報の取扱範囲、方法等について委託先に指示 ➢ 適切に遂行されているかどうか確認 など 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本人の事前同意又はオプトアウト不要 など 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 委託先からの漏えい等についての監督責任 など
共同利用 (一体としての利用)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 共同利用するデータ項目、目的等の本人への周知 など 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本人の事前同意又はオプトアウト不要 など 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 取得時の利用目的の範囲内での利用に限定 ➢ 共同利用することについての本人への周知が必要 ➢ 共同利用者からの漏えい等について、民事上の賠償責任の可能性 など

～ 「2-2-5-1. (1)保有個人データに関する事項の 本人への周知」 (ガイドライン45ページ以下) ～

・個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、法令で定められた情報を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

【保有個人データに関して公表すべき事項】

①個人情報取扱事業者の氏名又は名称

②すべての保有個人データの利用目的

③保有個人データの「利用目的の通知」、「開示」、「訂正・追加・削除」、「利用の停止・消去」、「第三者への提供の停止」の求めに応じる手続

・開示等の受付先

・開示等の求めに際して提出すべき書面の様式、受付方法(郵送、FAXで受け付ける等)

・開示等の求めをする者が本人又はその代理人であることの確認の方法

(事例1)本人の場合(来所):運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付き住民基本台帳カード、旅券(パスポート)、外国人登録証明書、年金手帳、印鑑証明書と実印

(事例2)本人の場合(送付(郵送、FAX等)):運転免許証のコピーと住民票の写し

(事例3)代理人の場合(来所):本人及び代理人について、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券(パスポート)、外国人登録証明書、年金手帳、弁護士の場合は登録番号、代理を示す旨の委任状(親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し)

・手数料の額、徴収方法

④苦情及び問い合わせの申出先

⑤個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体に所属している場合は、その団体の名称及び申出先

～ プライバシーポリシーに掲げる事項の例 (ガイドライン60ページ以下) ～

①事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取扱いに関すること。

(ア)取得する個人情報の利用目的
(法第18条関係)

(イ)＜本人の同意なく第三者提供する場合＞
(法第23条第2項及び第3項関係)

- ・利用目的に第三者提供が含まれていること。
- ・第三者に提供される個人データの項目
- ・第三者への提供の手段又は方法
- ・本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

(ウ)＜共同利用する場合＞
(法第23条第4項及び第5項)

- ・特定の者との間で共同利用すること。
- ・共同して利用される個人データの項目
- ・共同利用者の範囲
- ・共同して利用する者の利用目的
- ・共同して利用する者のうち、個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

(エ)以下の保有個人データに関すること。
(法第24条関係)

- ・自己の氏名又は名称
- ・すべての保有個人データの利用目的

・「開示等の求め」に応じる手続(定めた場合)

・保有個人データの利用目的の通知及び開示に係る手数料の額(定めた場合)

・苦情の申出先(認定個人情報保護団体の対象事業者である場合には当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。)

(オ)開示等の求めに応じる手続に関すること。
(法第29条関係)

・申請書の様式(定めた場合)

・受け付ける方法(定めた場合)

・保有個人データの特定に役立つ情報の提供

(カ)問い合わせ及び苦情の受付窓口に関すること
(法第23条第5項、第24条第1項、第29条第1項及び第31条関係)。

②個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

③個人情報の安全管理措置に関すること。

④マネジメントシステムの継続的改善に関すること。

※ 個人情報保護法関連資料については、
以下をご参照ください。

(内閣府)

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>

(経済産業省)

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/privacy.htm

保護法、ガイドラインのほか、民間事業者の優良取組実践事例、社内啓発ビデオ等を掲載しております。